

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（アグリゲート））編（対象実需給年度：2025年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	14	発電量調整受電電力量（リスト合計・リソース毎）の作成において、構成するリソースの検針日によっては、月末が検針日となる可能性があり、発電量調整受電電力量（リスト合計・リソース毎）の登録期限に間に合わない恐れがあるため、発電量調整受電電力量（リスト合計・リソース毎）の登録期限を、第20営業日まで延ばしていただけないか。	検針日が対象実需給月の翌月末となる可能性を考慮したうえで、発電量調整受電電力量（リスト合計・リソース毎）の登録期限は対象実需給月＋2月の第10営業日としています。期限に間に合うよう登録をお願いいたします。
2	48	アセスメント結果仮確定に異議がある場合について。メールを受領した日から5営業日以内であれば異議申立可能とあるが、実際にメールを受信する時刻が設定されておらず、仮確定結果が容量市場システム時間外に通知されることはあるか。その場合は、事業者はアセスメント結果仮確定を確認することができないことから、1営業日が消費されているのも当然となるので、5営業日以内の猶予を延長していただきたい。	アセスメント結果仮確定の通知については、容量提供事業者の対応期間を短くしないよう、午前中に送付することとしております。また、アセスメント結果仮確定に関する異議申立については、いただいたご意見を踏まえ、異議申立期間を7営業日といたします。
3	49	表3-2 アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目のうち「件名」について、対象年月分も記載することとしていただきたい。 （理由）複数月分の異議申立てを同時期に実施しているため、メール検索、および貴機関とのやり取りをスムーズに行うため （修正案）（YYYYMM月分）【XXXX（事業者コード）】アセスメント結果仮確定に対する異議申立	ご指摘の趣旨を踏まえ、業務マニュアルを更新いたします。
4		発電量調整受電電力量の登録について、リスト合計はシステムで登録し、リソース毎をメールで提出となっているので、どちらもシステム登録またはメール提出とさせていただきます。	発電量調整受電電力量(リソース毎)の提出については、今後システム上での登録が可能となるよう改修を進めております。2025年度につきましては、お手数ですが、本業務マニュアルに記載のとおり提出をお願いします。
5	全般	各所「2024」の表記について、2025年度の場合は必要に応じて2025と読み替えればよいか	ご認識のとおりです。